【表紙】

【発行登録番号】	27－関東11
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月３日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　津 賀　一 宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪（06）6908－1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務グループ　グループマネージャー 井 垣　誠 一 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目５番１号 （パナソニック東京汐留ビル） パナソニック株式会社　渉外本部
【電話番号】	東京（03）3437－1121
【事務連絡者氏名】	管理グループ　グループマネージャー 松 下　和 宏
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年２月11日)から２年を経過する日(平成29年２月10日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額　400,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社　渉外本部 （東京都港区東新橋一丁目５番１号 （パナソニック東京汐留ビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

１【新規発行社債】

未定

２【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

３【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

未定

（２）【手取金の使途】

設備投資・投融資、社債償還に充当する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第107期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）　平成26年６月27日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第108期第１四半期（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）　平成26年８月７日関東財務局長に提出

３【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第108期第２四半期（自　平成26年７月１日　至　平成26年９月30日）　平成26年11月12日関東財務局長に提出

４【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成27年２月３日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき臨時報告書を平成26年６月30日に関東財務局長に提出

５【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成27年２月３日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき臨時報告書を平成26年７月31日に関東財務局長に提出

６【訂正報告書】

訂正報告書（上記５　臨時報告書の訂正報告書）を平成26年８月22日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成27年２月３日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、かかる将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。ただし、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載した事項が顕在化した場合など、将来の経営環境その他の要因により達成できない可能性があります。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

パナソニック株式会社　本店
（大阪府門真市大字門真1006番地）
パナソニック株式会社　渉外本部
（東京都港区東新橋一丁目５番１号（パナソニック東京汐留ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。